

君津市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

1. 新型インフルエンザとは

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、人から人へ感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画について

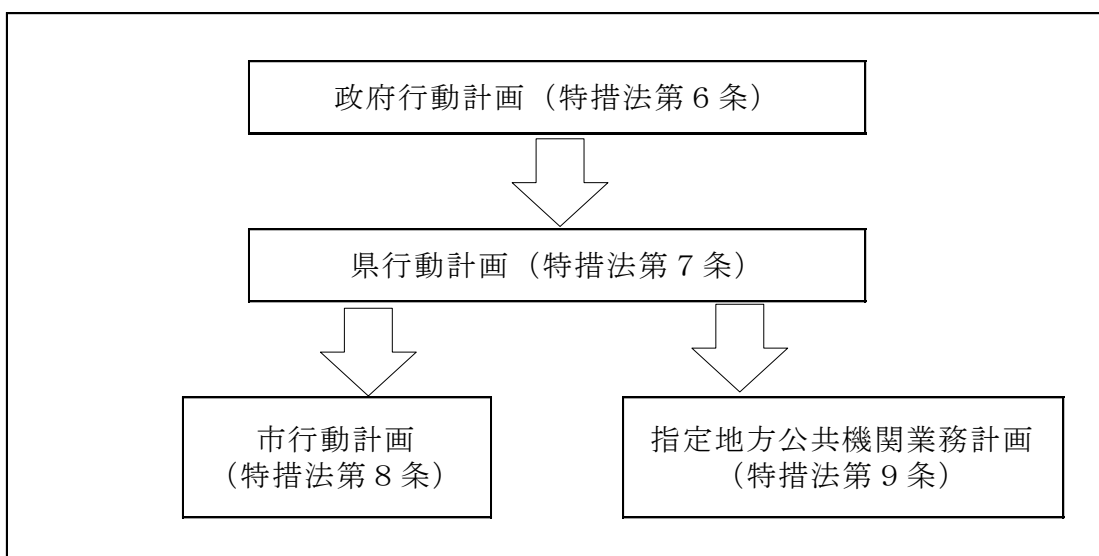
(1) 君津市の責務

特措法第3条及び関係法令等により定めるものとする。

責務の内容	国、千葉県と相互に連携協力し、当該区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
根拠	<ul style="list-style-type: none">・ 特措法・ 政府行動計画・ 新型インフルエンザ等への基本的対処方針・ 新型インフルエンザ等対策ガイドライン・ その他法令等

(2) 市行動計画の位置付け

特措法第8条に基づき君津市行動計画を定めるものとする。



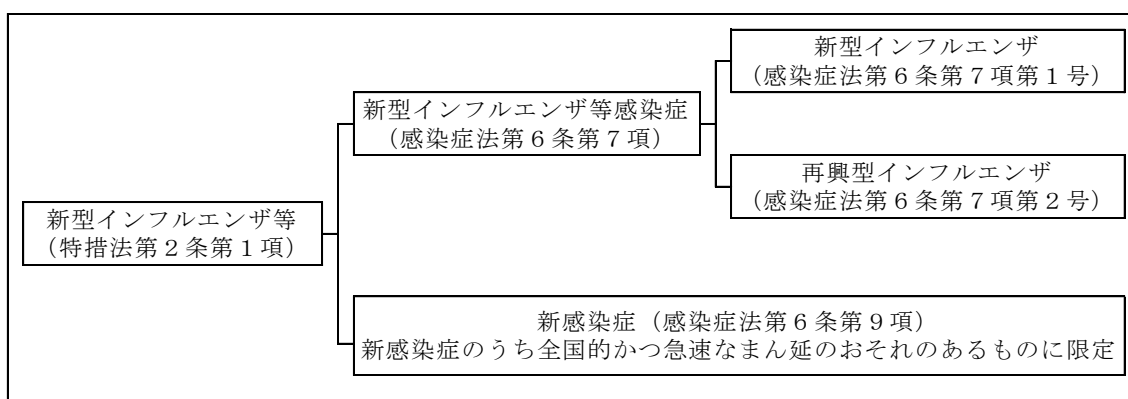
(3) 市行動計画に定める事項

特措法第8条及び関係法令等により定めるものとする。

① 本市の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
② 本市が実施する次に掲げる措置に関する事項 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・ 住民に対する予防接種、その他新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置 ・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
③ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
④ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
⑤ 新型インフルエンザ等対策に関し市長が必要と認める事項

(4) 市行動計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症は、特措法第2条第1項で定義されたものとする。



3. 新型インフルエンザ等対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。

4. 市行動計画の構成

新型インフルエンザ等対策の目的を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府行動計画及び千葉県行動計画に基づき6項目を立案している。

- (1) 実施体制 (2) 情報収集・サーベイランス (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止 (5) 医療 (6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

5. 発生段階ごとの対策

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めている。

＜発生段階とその状態＞

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (県内未発生期～ 県内発生早期)	国内いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 県においては、以下いずれかの発生段階。 ・ 県内未発生期（千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 県内発生早期（千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期 (県内感染期)	国内いずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 県においては以下のいずれかの発生段階。 ・ 県内発生早期（千葉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・ 県内感染期（千葉県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

発生段階別対策概要（君津市）

	未発定期	海外発定期	国内発生早期 (県内未発定期)～(県内発生早期)	国内感染期(県内感染期)	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 発生に備えた情報収集、提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生に備えた体制整備 市内発生に備えた情報収集、提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市内での感染拡大に備えた体制整備 市民への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害、市民生活、市民経済への影響を最小限に抑える 感染対策から被害軽減へ変更 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療提供体制、社会経済活動の回復
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の作成 体制の整備及び国、千葉県等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生に備え、庁内における感染防止、事業体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ★市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 国から示された基本的対応方針等を参考に必要な対策の決定 ★市対策本部の設置 ★緊急事態宣言措置不可な場合、他自治体への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 措置の縮小、中止等 国が緊急事態措置解除発言を行った場合の関係機関への周知 対策の評価、見直し 市対策本部の廃止
(2) 情報収集・サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 国、千葉県等の要請に応じ、適宜協力 				
(3) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 国、千葉県及び関係機関からの情報収集及び提供 相談窓口等の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の体制充実、強化 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の縮小
(4) 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施のための準備 特定接種、住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 市内でのまん延防止対策の準備 国、千葉県と連携し、接種体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 国、千葉県と連携し、感染症法に基づいた対応措置 住民接種の開始 ★予防接種法第6条第1項に基づき臨時接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止対策の強化 予防接種法第6条第3項に基づき新臨時接種を進める ★予防接種法第6条第1項に基づき臨時接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づき新臨時接種を進める ★国、千葉県と連携し、特措法第46条に基づき住民接種を進める
(5) 医療	<ul style="list-style-type: none"> 国、千葉県等の要請に応じ、適宜協力 				<ul style="list-style-type: none"> 国から示される治療方針を医療機関に周知 千葉県が行う発生前の通常の医療体制への移行に適宜協力
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要保護者への生活支援 火葬能力等の把握 物資及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資等の安定確保 計画に基づき要保護者対策の実施 遺体の火葬、安置体制の整備 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定等 	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資等の安定確保 計画に基づき要保護者対策の実施 遺体の火葬、安置体制の整備 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定等 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護者の支援 ★第二波に備えた必要な支援 ★緊急事態措置の縮小、中止等 	<ul style="list-style-type: none"> ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定等 ★千葉県からの要請を受け、遺体の火葬、安置対応

★緊急事態宣言時に実施する措置